

第4次新座市基本構想総合振興計画 後期基本計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22年12月に平成23年度から平成32年度までを計画期間とする第4次新座市基本構想総合振興計画（以下「第4次基本構想」という。）を策定しました。これは、市の将来を展望し、総合的かつ計画的に行政を推進するために定めるもので、市政運営の根幹となるものです。

第4次基本構想では、各分野における施策の方向を踏まえ、具体的な事業として位置付けるため、第4次基本構想の計画期間を前期と後期に分けて基本計画を策定することとしています。そのため、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする第4次新座市基本構想総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）を策定し、様々な事業に取り組む中で第4次基本構想の推進を図ってきました。

第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）は、前期基本計画に位置付けた各事業の進捗状況等を踏まえ、景気の動向や国の制度改正等を見据えた今後の財政見通しを検証し、平成28年度から平成32年度までの第4次基本構想の後半5年間の各分野における事業を位置付けるために策定するものです。

2 計画の期間

後期基本計画は、第4次基本構想の推進期間である平成23年度から平成32年度までの10年間のうち、後半5か年に当たる平成28年度から平成32年度までを計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化により、計画内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合には、後期基本計画の見直しを行います。

3 計画の位置付け（他の計画との関係）

本市における全ての事業は、市の最上位計画である第4次基本構想に位置付けた基本方針及び施策の方向に基づき実施します。

後期基本計画は、1で述べたとおり、この施策の方向を踏まえ、各分野における具体的な事業を位置付けるため策定するものです。

さらに、福祉、都市計画、教育などの特定の行政課題については、この後期基本計画に基づき、より具体的な事業を位置付けるため、必要に応じて各

種行政計画を策定します。

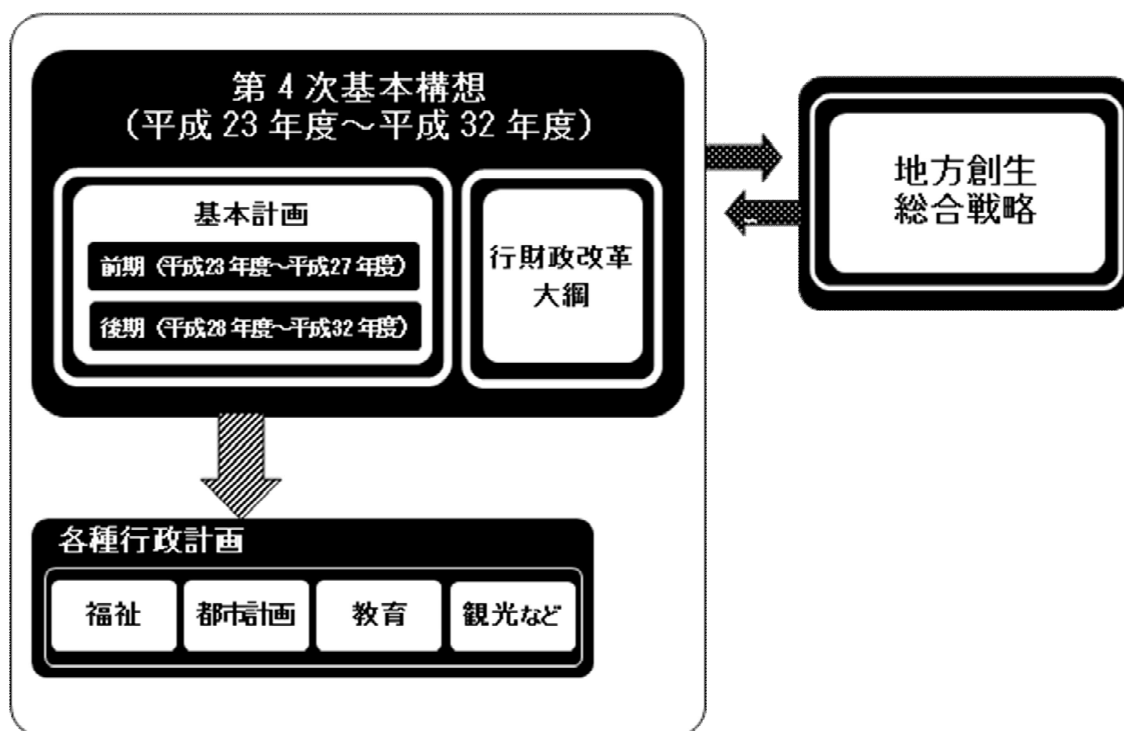
このように、本市の市政運営については、体系的に計画を定めることにより、第4次基本構想に掲げた将来都市像の実現を目指して進めることとなります。

また、一方で、こうした各種行政計画に位置付けた事業を効率的・効果的に実現するためには、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的とした行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、第4次基本構想で位置付けている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、別に定める第6次新座市行財政改革大綱において、その基本的な方針を明らかにするとともに、同大綱実施計画により、具体的な推進事項を位置付けることとします。

さらに、後期基本計画に位置付けている事業のうち、土地区画整理事業や観光都市にいざづくり、安全・安心なまちづくり、健康増進、子育て支援などといった、人口減少や少子高齢化の問題解決に向けた取組については、地方創生の観点から施策を整理、発展させ、新座市地方創生総合戦略に位置付けていることから、同戦略との連携も図ることとします。

■ 第4次基本構想と各種行政計画との関係図



4 計画策定の考え方

第4次基本構想では、誰もが愛着を持って、住んでみたい、ずっと住み続けたいと感じる“理想のまち”づくりを進めるため、「連帯と協働によるまちづくり」、「観光都市にいざづくり」、「新たな視点による都市づくり」の三つを重点戦略として掲げています。前期基本計画ではこの三つの重点戦略を具体的に展開するための事業の推進を図り、様々な成果を上げてきましたが、後期基本計画においても、引き続きこうした事業を着実に推進していく必要があります。

また、本市の将来を見据える中で、最も大きな課題である人口減少や少子高齢化については、市税の減収等による市の財政状況の悪化のみならず地域社会そのものの衰退を引き起こすおそれがあることから、それに向けた対応が求められています。そのため、本市では、これまでに三つの重点戦略を具体化する事業を始め、安全・安心なまちづくりや健康増進、子育て支援など、正に地方創生に向けた取組を積極的に推進してきたところですが、今後は、こうした地方創生の取組の更なる推進を図っていくことが非常に重要です。

その一方で、本市の財政は引き続き厳しい状況が続くと予想されることから、前期基本計画の成果と課題を検証し、既存事業においては改めて精査を行うとともに、新たな事業や後期基本計画へ先送りとした事業についても財源や計画期間におけるバランスを考慮して事業規模の縮小や一部を先送りするなど、後期基本計画に位置付ける事業については、引き続き厳しい選択を行っていく必要があります。

そこで、後期基本計画の策定に当たっては、将来を見据えて着実に推進すべき事項や今後の財政見通し等を踏まえ、以下のとおり「三つの重点戦略の展開」と「将来を見据えて特に力を入れて取り組む施策の展開」の二つを基本方針とし、優先的に事業を位置付けることで、来訪者、定住者の増加や地域経済の活性化を図り、税収の伸びるまちづくりの実現を目指します。

(1) 三つの重点戦略の展開

ア 連帯と協働によるまちづくり

厳しい財政状況や地方分権の進展、市民ニーズの複雑・多様化などにより、様々な行政サービスが求められる中、行政だけでは必ずしもそれらに効果的な対応ができない状況も生じていることから、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに補い合い、協力し合いながらまちづくりを進めていくことがより一層求められています。本市では、市民

との連帯と協働によるまちづくりを市政運営の柱の一つとして掲げ、これまで市民と共にまちづくりを進めてきました。町内会の加入率は近隣の自治体に比べて高く、活発なコミュニティ活動が行われており、また、640に上るボランティア団体（平成27年9月1日現在）に福祉、防犯、環境、観光都市づくりなど様々な分野で市政の一翼を担っていただいています。

今後こうした地域活動の更なる充実のため、その拠点となる集会所などの施設整備を図るとともに、地域デビューセミナーの開催など、誰もが気軽にボランティアや市民活動へ参加できるような仕組みづくりを進めます。

また、広報にいざの全戸配布や市ホームページの充実など、市政に関する情報の積極的な提供を行い、市民参画の促進に努めます。

イ 観光都市にいざづくり

本市では、平成18年度を観光都市づくり元年とし、市民と共に「雑木林とせせらぎのあるまち新座」の実現に向け、市内全域を「屋根のない博物館」とするフィールドミュージアムの視点で様々な取組を進めてきました。こうした観光都市づくりは、来訪者の増加による地域活性化のみならず、本市を訪れた方に住んでみたいと思っただき、また、市民も自ら暮らすまちの魅力を再発見し、ずっと住み続けたいと思っただくことで、定住者の増加にもつながることから、本市ならではの地方創生の取組ともいえ、税収の伸びるまちづくりを実現する上で有効な取組の一つです。

国の観光立国の取組によって訪日外国人観光客が年々増加している中、今後も2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた受入体制の整備が進むことで、こうした流れは更に加速すると予想されることから、新たな来訪者を本市に呼び込み、観光都市づくりを更なる発展へと導いていく上で、正に絶好機を迎えているといえます。

そのため、外国人観光客を新たなターゲットに、本市の歴史や文化に関する理解を深めることができる坐禅や茶道、うどん打ち等の体験型観光事業の構築や、歴史や文化でつながりのある近隣自治体と連携した新たな観光メニューの創出を図ります。また、市内3大学の学生に協力いただくなど新たな観光ボランティアガイドの育成や観光マップ・ガイドブックの配布等を通じた観光案内の充実、公共無線LAN（Wi-

F i) 環境の整備など、外国人観光客を含めた全ての来訪者が情報面においても快適に観光を楽しめる体制・環境づくりを推進します。

さらに、今後は、観光都市づくりを障がい者や高齢者の活躍の場という福祉の側面からも捉えて推進していきます。具体的には、高齢者や障がい者への就労支援や社会参加、生きがいづくりの場として、ワイナリーやシイタケの里、わさび園等を活用したユニバーサル農業の推進体制の構築を進めます。

このように、これまでの10年間の成果と課題を踏まえながら、更なる魅力の創出、受入体制の強化を進めるなど、新たな発想に立って、観光都市にいざづくりを更に力を入れて展開します。

ウ 新たな視点による都市づくり

第4次基本構想で位置付けている、「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えた“理想のまち”を実現するためには、市域全体において、自然環境の保全と都市機能の充実をバランスよく計画的に進め、良好なまちなみを形成していくことが必要です。特に、市域の約42%を占める市街化調整区域の有効活用は、良好なまちなみを形成するとともに、将来にわたって税収の伸びるまちづくりの実現につながる重要な取組です。

そのため、まずは、国道254号沿道の大和田二・三丁目地区について、産業系企業の集積地としての土地利用や周辺環境と調和したまちなみの形成に向けて、土地区画整理事業を着実に推進します。また、本市の市街地形成は、これまで鉄道駅を中心に市域を南北に2分する形で進められてきましたが、都市高速鉄道12号線の市内への延伸によって、市中央部の広大なエリアにおいて新たなまちづくりが可能となり、分断されている既存市街地と市中央部をつなげることで、市域全体が一つの大きなまちとして一体的に発展する、理想的なまちづくりを実現させることができます。そのため、鉄道の早期の着工・開業を目指して国・東京都・埼玉県等の関係機関との調整・協議を推進するとともに、(仮称)新座中央駅周辺地区の土地区画整理事業の実施に向けた準備や、医療や教育、商業・業務等の施設誘致を進めます。

このほか、新座駅周辺の市街化区域に隣接する菅沢・あたご・野火止三・四丁目地区及び大和田四丁目地区の市街化調整区域についても、地区ごとの特性を踏まえながら、新たな発想、新たな視点による積極的な

土地の有効活用に向けた検討を行います。

また、新座駅周辺の市街化区域も含め、土地区画整理事業を行う際には都市機能の充実を図る一方、開発と緑地の保全等をバランスよく行うことで、水と緑の潤いのある良好なまちなみの形成を推進します。

(2) 将来を見据えて特に力を入れて取り組む施策の展開

ア 安全・安心なまちづくり

東日本大震災以後頻発する地震や火山噴火のほか、台風や集中豪雨、竜巻など、様々な自然災害の発生が懸念される中、こうした災害等が発生した際に被害を最小限にとどめ、市民生活を維持していくため、迅速かつ適切な対応が図られる体制の整備が求められています。

そのため、災害時情報システム（防災無線等）や防災備蓄資機材倉庫、防災備蓄品の整備・充実のほか、支援が必要な市民の個別避難支援プランの作成や防災訓練の実施などの地域における防災力の強化、更には住宅の耐震診断・耐震改修の助成等を通じて防災性の高い住環境の形成を推進します。あわせて、平成28年度からの30年間にわたる公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画に基づき、市庁舎等の公共建築物や橋りょう等のインフラ資産といった公共施設等の耐震化を含めた老朽化対策も計画的に進めます。特に、平成30年1月の供用開始に向けて建設を進めている市役所新庁舎については、免震構造を採用し、大地震の直後においても業務の継続性を確保するなど、市民の安全・安心を守るための中枢拠点としての諸機能の充実を図ります（市役所新庁舎の建設についての具体的な取組は、別に策定する第6次新座市行財政改革大綱及び同実施計画に位置付けています。）。

また、本市では、「まちづくりは道路から」を基本に、道路拡幅や歩道設置、交差点の隅切りなどの整備を行い、安全で快適な市道の整備を図ってきました。安全・安心なまちづくりを進めるためには、計画的な道路網の整備が欠かせないことから、今後も、財政の推移等に配慮しつつ、都市計画道路などの幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めます。

さらに、駅周辺の放置自転車については、自転車駐車場の整備や放置自転車等禁止区域の指定などの対策により減少していますが、なお解消には至っていないことから、志木駅南口周辺整備に併せて駅前ロータリーに地下自転車駐車場を整備するなど、放置自転車対策を進めます。

イ 健康長寿のまちにいざづくり

本市では、全国的な傾向と同様に高齢化が進んでおり、特に団塊の世代が後期高齢者となる75歳を迎え、税収の減と医療・介護等の社会保障経費が増大する2025年問題への対応は、大きな課題となっています。その一方で、本市では、定年退職等により地域に戻ってきた団塊の世代の多くの方々に観光都市づくりの推進や防犯パトロール、緑地の保全などのボランティア活動を通じて、貴重な地域活動の担い手として活躍していただいています。

そこで、市民が健康を保持しながら年を重ねていけるように、平成26年の開始以後、活発に展開されている「にぎ元気アップ広場」の更なる拡充を図るなど、予防医療、介護予防及び健康づくりの取組を推進します。また、高齢者の生きがいづくりと共に、地域活動の担い手の育成や地域経済を支える労働力を確保するため、高齢者の生涯学習や地域活動、就労の支援を進めます。

ウ 子育て応援都市にいざづくりの推進

本市では、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を掲げ、こども医療費の18歳までの無料化や保育所整備等による保育所待機児童の解消に向けた取組を進めるなど、子育てを応援するまちづくりを進めてきました。今後も引き続き、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、こども医療の助成や第3子以降の保育料の原則無料化等、子育て世帯の経済的な支援を進めるとともに、民間保育所の新設・建替えや小規模保育事業、幼稚園長時間預かり保育事業等への支援を通じて、待機児童の解消に取り組みます。

また、学校施設については、他市に先駆けて全小中学校の校舎及び体育館の耐震化を実現するとともに、順次改修等を行い、特に全ての小中学校において普通教室、特別教室等へのエアコンの設置やトイレ改修を行うなど、教育環境の向上を図っています。今後も、校舎の大規模改修を中心に学校施設の整備を計画的に進めます。加えて、子どもたちが放課後を安全に過ごすことのできる場の更なる充実も求められていることから、放課後児童保育室の整備と併せて、平成24年度に開始した「子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）」について拡充を進め、後期基本計画の最終年度である平成32年度までに小学校全17校での事業実施を目指します。